

災害時における施設開放に関する覚書

岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜市（以下「乙」という。）との間に、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、避難が必要となつた場合において、甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民の避難所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、岐阜市域に災害が発生した場合に、地域住民、その他避難の必要な者（以下「避難者」という。）のための避難所として、甲が会社の施設等を開放することを確認する。

（開放施設等）

第2条 甲が災害時に避難者に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別紙1のとおりとする。

なお、施設の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（開放責任者等）

第3条 甲は、あらかじめ災害時に施設開放を行う者（以下、「開放責任者」という。）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙に通知するものとする。

（開放の際の手続等）

第4条 開放に関する手続、方法は、概ね次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害が発生し、地域住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等の開放について要請を行うものとする。
- (2) 乙から要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
- (3) 開放責任者は、開放後直ちに乙の責任者に施設使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（所管事項）

第5条 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。なお、所管外事項であっても、状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

- (1) 甲の所管事項
施設等の管理、保全に関すること
- (2) 乙の所管事項
 - ア 避難者の誘導
 - イ 避難所としての管理運営（病人等の世話、必需品の配布等）
 - ウ その他避難者の安全確保に関すること

(その他の条件)

第6条 乙は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

- (1) あらかじめ、乙の住民に対し、開放施設の名称、所在地及び使用範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。
 - (2) 災害時には、開放施設内での混乱が生じないように連絡体制(連絡網、無線機等の用意等)及び安全確保(伝染病、二次災害の防止等)に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。
 - (3) 避難者の施設使用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障がきたすおそれがある場合は、速やかに避難所としての代替施設の確保等に努めるものとする。
 - (4) 避難者の施設使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等事後処理を行うこと。
- 2 施設等が著しく破損し、又は限界を超えた使用により使用不能になった場合は、乙が責任を負う。
- 3 施設内において発生した施設開放に係る事故については、原則として甲は、責任を負わないものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めがない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日

甲 岐阜県

岐阜県知事

古田 肇



乙 岐阜市

岐阜市長

細江 茂光



別紙1

1 開放する施設

- (1) 岐阜県福祉・農業会館 会議室
- (2) 前号に掲げるもののほか、開放責任者が別途指定した施設

2 使用上の注意事項

- (1) 施設等を破損等しないようにすること。
- (2) 施設内を清潔に保つこと。
- (3) 開放施設以外の施設及び備品は、使用しないこと。ただし、避難者の収容のため、施設等を管理するのに必要な諸設備（機械、配電盤等）は、甲、乙が協議の上使用すること。

また、開放する備品等については、原則として会議室内の備品等で、開放責任者等が許可したものとすること。